

# きずな

(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)

## 70歳以下の組合員

### 制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

配当金  
対象です

**意向確認【ご加入前のご確認】** きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

2022年1月更新時に「遺児育英年金」が導入されました!!

お子さまがいる方

組合員に万が一(死亡・高度障害)があった場合の  
お子さまの教育費の準備ができるようになりました。



13, 14ページを  
ご確認ください

### 制度内容・掛金(概算)

#### 死亡・高度障害のとき

2022年度お支払実績

3件 5,300万円

継続可能年齢：75歳

継続最高(可能)保険年齢：75歳・  
満了時保険年齢：76歳・  
継続最高年齢75歳(75歳まで更新可能)

加入対象区分	申込コース		月額給付部分				ボーナス給付部分(年2回)				性別	月額掛金(概算)(単位:円)						ボーナス掛金(概算)(単位:円)									
			受取期間	平均年金受取月額	受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)	受取期間	平均年金受取額	受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)		年齢	16~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	16~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳
本人	X1 (月額+ボーナス給付)	X (月額給付のみ)	25	約12.7万円	約3,826万円	3,400	10	約62.2万円	約1,244万円	1,200	男性	3,464	4,722	6,150	7,884	9,958	12,610	16,996	22,878	6,792	9,408	12,420	16,092	20,352	25,896	34,992	47,208
											女性	2,648	4,314	5,402	6,932	8,428	9,584	11,284	13,562	5,076	8,616	10,848	14,088	17,184	19,620	23,148	27,840
	S1 (月額+ボーナス給付)	S (月額給付のみ)	20	13.2	3,174	2,900	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,984	4,057	5,275	6,754	8,523	10,785	14,526	19,543	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
											女性	2,288	3,709	4,637	5,942	7,218	8,204	9,654	11,597	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	A1 (月額+ボーナス給付)	A (月額給付のみ)	20	11.8	2,846	2,600	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,696	3,658	4,750	6,076	7,662	9,690	13,044	17,542	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
											女性	2,072	3,346	4,178	5,348	6,492	7,376	8,676	10,418	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	H1 (月額+ボーナス給付)	H (月額給付のみ)	20	11.1	2,682	2,450	10	62.2	1,244	1,200	男性	2,552	3,459	4,488	5,737	7,232	9,143	12,303	16,542	6,792	9,408	12,420	16,092	20,352	25,896	34,992	47,208
											女性	1,964	3,165	3,949	5,051	6,129	6,962	8,187	9,829	5,076	8,616	10,848	14,088	17,184	19,620	23,148	27,840
	B1 (月額+ボーナス給付)	B (月額給付のみ)	15	11.5	2,077	1,950	10	57.0	1,141	1,100	男性	2,072	2,794	3,613	4,607	5,797	7,318	9,833	13,207	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
											女性	1,604	2,560	3,184	4,061	4,919	5,582	6,557	7,864	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	I1 (月額+ボーナス給付)	I (月額給付のみ)	10	13.8	1,659	1,600	10	62.2	1,244	1,200	男性	1,736	2,328	3,000	3,816	4,792	6,040	8,104	10,872	6,792	9,408	12,420	16,092	20,352	25,896	34,992	47,208
											女性	1,352	2,136	2,648	3,368	4,072	4,616	5,416	6,488	5,076	8,616	10,848	14,088	17,184	19,620	23,148	27,840
	C1 (月額+ボーナス給付)	C (月額給付のみ)	10	11.2	1,348	1,300	10	57.0	1,141	1,100	男性	1,448	1,929	2,475	3,138	3,931	4,945	6,622	8,871	6,226	8,624	11,385	14,751	18,656	23,738	32,076	43,274
											女性	1,136	1,773	2,189	2,774	3,346	3,788	4,438	5,309	4,653	7,898	9,944	12,914	15,752	17,985	21,219	25,520
	J2 (月額+ボーナス給付)	J (月額給付のみ)	5	13.4	808	800	5	65.6	656	650	男性	968	1,264	1,600	2,008	2,496	3,120	4,152	5,536	3,679	5,096	6,728	8,717	11,024	14,027	18,954	25,571
											女性	776	1,168	1,424	1,784	2,136	2,408	2,808	3,344	2,750	4,667	5,876	7,631	9,308	10,628	12,539	15,080
D2 (月額+ボーナス給付)	D (月額給付のみ)	5	10.9	656	650	5	55.5	555	550	男性	824	1,065	1,338	1,669	2,066	2,573	3,411	4,536	3,113	4,312	5,693	7,376	9,328	11,869	16,038	21,637	
										女性	668	987	1,195	1,487	1,773	1,994	2,319	2,755	2,327	3,949	4,972	6,457	7,876	8,993	10,610	12,760	
E (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金500万円(死亡・高度障害保険金)									男性	680	865	1,075	1,330	1,635	2,025	2,670	3,535	-	-	-	-	-	-	-		
	女性	560	805	965	1,190	1,410	1,580	1,830	2,165	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
F (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金300万円(死亡・高度障害保険金)									男性	488	599	725	878	1,061	1,295	1,682	2,201	-	-	-	-	-	-	-		
	女性	416	563	659	794	926	1,028	1,178	1,379	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

配偶者	掛金	一時金	月額掛金(概算)(単位:円)		ボーナス掛金(概算)(単位:円)					
			16~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳		
800万円	一時金800万円(死亡・高度障害保険金)	男性	768	1,064	1,400	1,808	2,296	2,920	3,952	5,336
		女性	576	968	1,224	1,584	1,936	2,208	2,608	3,144
600万円	一時金600万円(死亡・高度障害保険金)	男性	576	798	1,050	1,356	1,722	2,190	2,964	4,002
		女性	432	726	918	1,188	1,452	1,656	1,956	2,358
500万円	一時金500万円(死亡・高度障害保険金)	男性	480	665	875	1,130	1,435	1,825	2,470	3,335
		女性	360	605	765	990	1,210	1,380	1,630	1,965
400万円	一時金400万円(死亡・高度障害保険金)	男性	384	532	700	904	1,148	1,460	1,976	2,668
		女性	288	484	612	792	968	1,104	1,304	1,572
300万円	一時金300万円(死亡・高度障害保険金)	男性	288	399	525	678	861	1,095	1,482	2,001
		女性	216	363	459	594	726	828	978	1,179

### ご注意

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者の掛金は月払いのみです。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 当制度は本人掛金に200円の制度運営費が含まれております(月額掛金のみ)。
- 満15歳6ヵ月を超え満70歳6ヵ月までの方は上記記載のコースに加入できます。

- ### 年金払特約
- 年金の種類と型
    - 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
    - 受取り時に定額型(フラット型)、1~7%単利逓増型からお選びいただけます。逓増型を選択の場合、基本年金額は毎年逓増します。
  - 配当金
    - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
  - 年金受取人
    - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
  - 年金のお支払い
    - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
    - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
    - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
    - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
  - 年金払の対象となる保険金
    - 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

きずな

# きずな

(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】)

71歳以上の組合員

## 制度の特徴

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

配当金  
対象です



**意向確認【ご加入前のご確認】** きずなは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。  
ご加入にあたってはご意向に沿った内容が、ご確認のうえお申込みください。

2022年度お支払実績

3件 5,300万円

71歳以上は1年ごとに掛金が異なります。

## 制度内容・掛金(概算) 死亡・高度障害のとき

加入対象区分	申込コース	月額給付部分				ボーナス給付部分(年2回)				性別	月額掛金(概算)(単位:円)					ボーナス掛金(概算)(単位:円)				
		受取期間	平均年金受取月額	受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)	受取期間	平均年金受取額	受取総額	死亡・高度障害保険金(年金原資)		年齢	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	71歳	72歳	73歳	74歳
本人	X1・S1・A1・H1・B1・I1・C1・J2・D2 (月額+ボーナス給付) X・S・A・H・B・I・C・J・D (月額給付のみ)	年約	万円約	万円	万円	年約	万円約	万円	万円	男性	4,360	4,730	5,160	5,655	6,245	9,802	10,678	11,684	12,854	14,236
		3	13.8	500	500	3	33.3	200	200	女性	2,580	2,775	3,005	3,255	3,530	5,622	6,080	6,620	7,208	7,856
	E (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金500万円(死亡・高度障害保険金)								男性	4,360	4,730	5,160	5,655	6,245	-	-	-	-	-
		女性	2,580	2,775	3,005	3,255	3,530	-	-	-	-									
	F (月額給付のみ)	【退職後継続用コース】一時金300万円(死亡・高度障害保険金)								男性	2,696	2,918	3,176	3,473	3,827	-	-	-	-	-
		女性	1,628	1,745	1,883	2,033	2,198	-	-	-	-									

配偶者	月額掛金	一時金	死亡・高度障害保険金	性別	71歳	72歳	73歳	74歳	75歳				
					800万円	一時金800万円	男性	6,656	7,248	7,936	8,728	9,672	女性
600万円	一時金600万円	男性	4,992	5,436	5,952	6,546	7,254	女性	2,856	3,090	3,366	3,666	3,996
500万円	一時金500万円	男性	4,160	4,530	4,960	5,455	6,045	女性	2,380	2,575	2,805	3,055	3,330
400万円	一時金400万円	男性	3,328	3,624	3,968	4,364	4,836	女性	1,904	2,060	2,244	2,444	2,664
300万円	一時金300万円	男性	2,496	2,718	2,976	3,273	3,627	女性	1,428	1,545	1,683	1,833	1,998

## ご注意

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例) 保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- 配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。  
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 半年払保険部分(ボーナス給付)のみの加入はできません。
- 配偶者の掛金は月払いのみです。
- 記載の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 当制度は本人掛金に200円の制度運営費が含まれております(月額掛金のみ)。
- 満70歳6ヵ月を超え満75歳6ヵ月までの方は上記記載のコースに加入できます。

## 年金払特約

### 1. 年金の種類と型

- 年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただけます。
- 受取り時に定額型(フラット型)、1~7%単利逓増型からお選びいただけます。逓増型を選択の場合、基本年金額は毎年逓増します。

### 2. 配当金

- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

### 3. 年金受取人

- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

### 4. 年金のお支払い

- 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。

### 5. 年金払の対象となる保険金

- 新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

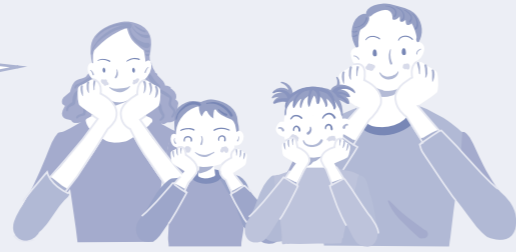
きずな



## お子さまがいる方は必ずご確認をお願いします

組合員に万一(死亡・高度障害)があった場合のお子さまの  
**教育費の準備ができるようになりました。**

「きずな」は公的遺族年金の補完として導入しております。  
この「きずな」に加えて、受取人を子どもとし、教育資金としてお受け取いただく「遺児育英年金」が付加できるようになりました。



高度障害保険金の受取人は本人です

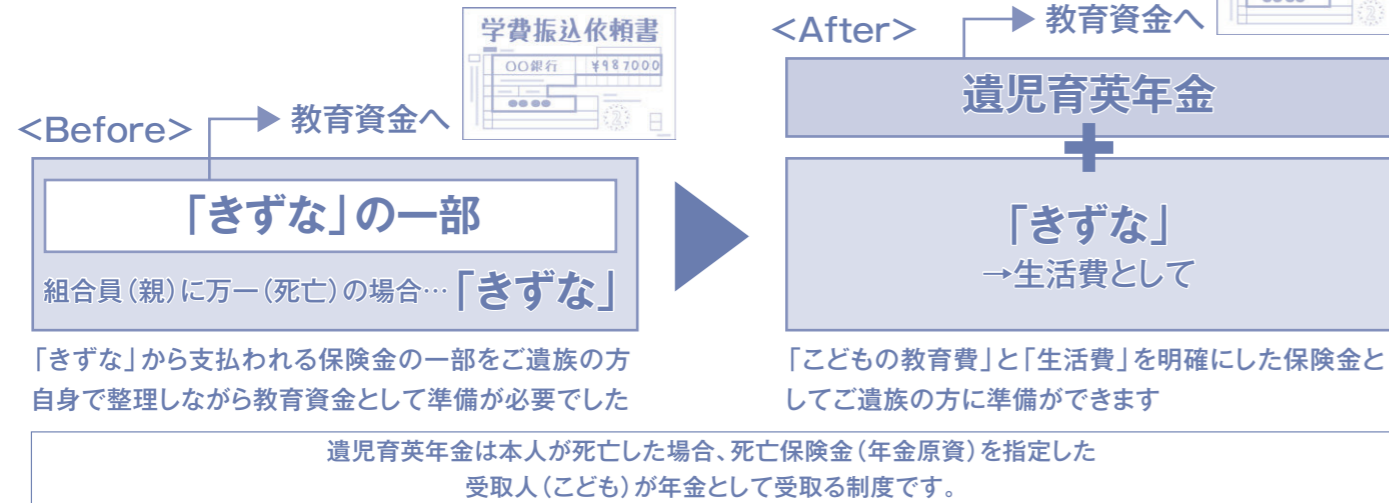
### 遺児育英年金とは??

この部分をカバーするのが「遺児育英年金」です!!



### 遺児育英年金があることで、より安心な準備ができます!!

お父さん、お母さん、この制度の受取人は子どもです!  
子どもの夢の実現と進学のために手続きをお願いします!



### 制度内容

本人が死亡・高度障害のとき

#### 遺児育英年金の受取イメージ

17歳	年金受取年額	約60.6万円×5年	受取総額	約303万円	(年金原資300万円の場合)
	受取期間	5年			
14歳	年金受取年額	約38.4万円×8年	受取総額	約307万円	(年金原資300万円の場合)
	受取期間	8年			
9歳	年金受取年額	約24.2万円×13年	受取総額	約315万円	(年金原資300万円の場合)
	受取期間	13年			

#### 遺児育英年金コースの受取例 【年金原資(死亡・高度障害保険金)300万円】

子ども年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年金受取年額	約14.9万円	約15.6万円	約16.2万円	約17.0万円	約17.9万円	約18.9万円	約19.9万円	約21.2万円	約22.6万円	約24.2万円	約26.1万円	約28.3万円
受取期間	22年	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年	13年	12年	11年
受取総額	約329万円	約327万円	約325万円	約324万円	約322万円	約321万円	約319万円	約318万円	約316万円	約315万円	約313万円	約312万円
子ども年齢	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳以上	
年金受取年額	約31.0万円	約34.3万円	約38.4万円	約43.7万円	約50.7万円	約60.6万円	約75.3万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	約100.0万円	
受取期間	10年	9年	8年	7年	6年	5年	4年	3年	3年	3年	3年	
受取総額	約310万円	約308万円	約307万円	約305万円	約304万円	約303万円	約301万円	約300万円	約300万円	約300万円	約300万円	

※実際の受取期間、受取年額は遺児育英年金受取時に選択いただきます。(一時金での受取も可能です)

### 月額掛金

(単位:円)

本人保険年齢	1コース 300万円	
	掛金	
	男性	女性
16 - 35歳	288	216
36 - 40歳	399	363
41 - 45歳	525	459
46 - 50歳	678	594
51 - 55歳	861	726
56 - 60歳	1,095	828
61 - 65歳	1,482	978
66 - 70歳	2,001	1,179

- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の遺児育英年金の掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算いたします。
- 期中の遺児育英年金のみの脱退は期中の減額(コース変更)となるためお取扱いできません。また、「きずな」本人コースのみの脱退もお取扱いできません。「きずな」本人コース脱退の場合は、遺児育英年金も脱退となります。

#### 【遺児育英年金の取扱い】

- 遺児育英年金は本人が死亡した場合、死亡保険金(年金原資)を指定した受取人(子ども)が年金として受取る制度です。
- 遺児育英年金のみの加入はできません。「きずな」本人コースとセットで加入してください。
- 遺児育英年金は「きずな」本人コースと同一の団体定期保険で運営されています。したがって、保険金が解除等により一部お支払いできない場合には、それぞれの保険金受取人に、支払保険金を按分比例してお支払いします。
- 死亡保険金受取人となる子どもは最大5人までです。ただし、「きずな」本人 A1・H1コースに加入の場合は4人、S1コースに加入の場合は3人、X1コースに加入の場合は1人が上限となります。